

若狭町過疎地域持続的発展計画(案)

(令和8年度～令和12年度)

令和8年 月策定

福井県若狭町

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 若狭町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 若狭町行財政の状況	12
(4) 若狭町の持続的発展の基本方針	15
(5) 若狭町の持続的発展のための基本目標	16
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	19
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
3. 産業の振興	22
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 産業振興促進事項	
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	
4. 地域における情報化	29
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	30
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
6. 生活環境の整備	33
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	36
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
8. 医療の確保	40
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
9. 教育の振興	42
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
10. 集落の整備	45
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
11. 地域文化の振興等	47
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	49
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	51
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	52

1. 基本的な事項

(1) 若狭町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要（三方地域）

①自然的条件

本町は、福井県の嶺南地方のほぼ中央にあり、日本海・若狭湾に面し、東は三方郡美浜町と、西は小浜市と、南は滋賀県高島市とそれぞれ接している。東西約16km、南北約31kmに広がる町で、面積は178.49km²である。

若狭湾国定公園の中央部にあって、国際的に重要な湿地を保全するラムサール条約に登録された「三方五湖」、三方五湖最大の湖である水月湖の湖底に途切れることなく残された7万年間の「年縞」、全国名水百選「瓜割の滝」、近畿一美しいとされる一級河川「北川」など水資源が豊富である。

本町の地形は、嶺南山地に属する東部から南部の湖北山地と西部の三遠山地及び嶺南低地に属する小浜平野と三方平野に大別される。東部から南部にかけて連なる湖北山地は、中起伏山地（尾根と谷の高低差（起伏量）が400m～600mの山地）を形成し、西部の三遠山地は、概して小起伏山地（起伏量が200m～400m未満の山地）を形成している。この山地の間には三方断層と熊川断層の2本の断層があり、その間に挟まれた地域は「三遠三角地」と呼ばれている。三遠三角地に含まれる海岸線は、沈降地形（リアス海岸）であり、海岸線が長く、町域の海岸線だけでも29kmに及び、きれいな水と調和して見事な自然景観を創り出している。三方五湖は、三遠三角地の沈降で生じた谷間に水を湛えた沈水湖である。

気候は、比較的温暖で雨が多いのが特徴で、冬は北西の季節風による多雪、日本海に発達した低気圧が通過する時に山から風が吹き下ろすなど、北陸地方特有の特徴を持っている。また山陰地方に近い気象が現れることもあり、北陸と山陰の気象要素を合わせ備えている。12月から3月まで積雪が観測され、海岸地域にあっては降雪があっても雪解けは早く、内陸地域では、時に一晩で数十cmを超える積雪をもたらすような内陸的気候の特色もある。過去には、風水害や雪害などで人的被害を含む災害に見舞われた記録が残っている。

②歴史的条件

明治22年（1889年）の町村制の施行により、旧三方町の区域では21村が八村、田井村、西浦村、十村の4村に、旧上中町の区域では39村が鳥羽村、瓜生村、熊川村、三宅村、野木村の5村に集約され、さらに昭和28年（1953年）の町村合併促進法の施行により、同年に三方郡三方町が、翌年には遠敷郡上中町が誕生した。そして、平成17年（2005年）、2町が合併して三方上中郡若狭町となった。

本町は縄文時代からの歴史がある。三方五湖の一つである三方湖に注ぐ鰐川沿いに、縄文のタイムカプセルと呼ばれる鳥浜貝塚（縄文時代草創期～前期）があり、多くの出土品がある日本を代表する縄文遺跡である。

弥生時代中期ごろには水稻耕作が始まったと考えられ、町内の遺跡からは、土器や田

舟、梯子などの木製品が出土している。

古墳時代には、上中地域に大規模な若狭の首長墓である古墳が作られ、現在多くの前方後円墳、大型の円墳が残っている。5世紀以降の大型古墳の被葬者は、若狭を治め、朝廷に海産物を献上した豪族、膳臣一族であると考えられている。若狭湾に面し、塩や海産物を得るのに有利であったため、藤原京や平城京などで出土する木簡には、若狭湾から御食国若狭由来の記載が多くみられる。

中世になると京周辺の寺社の荘園が形成され、町内の神社では、京ゆかりの神事や王の舞などの芸能が行われるようになり、現在でも残っている。

近世には、小浜藩の統治下におかれ、若狭街道の宿場町である熊川宿は若狭から京都、大阪方面に運ばれる物資中継の拠点として発展した。江戸時代の中頃には、小浜で多くの鰯が水揚げされ京都へ運ばれたことにより、後に「鰯街道」と呼ばれるようになった。

③社会的条件

令和7年度の地目別面積は、山林が5,397haで全体(12,617ha)の42.8%占めている。

次いで、田畠が2,345haで18.6%、宅地531haで4.2%となっている。

道路交通網は、北東から南西に国道27号が貫き、国道162号が若狭町三方から海岸部を通り、小浜市を経由して京都府方面へ、国道303号が若狭町三宅から滋賀県高島市へ抜け、途中、国道367号が滋賀県高島市朽木方面から京都市へとつながっており、本町は関西方面から福井県嶺南地域への玄関口にもなっている。

高速自動車道は、京都府舞鶴方面から北陸自動車道敦賀JCTをつなぐ舞鶴若狭自動車道が平成26年(2014年)に全線開通している。町内には若狭三方、若狭上中の2つのインターチェンジと三方五湖スマートインターチェンジが設置されている。

本町の公共交通機関としては、鉄道のJR小浜線(敦賀～東舞鶴)が北東方向から東西に地域を貫いて走っているほか、JRバス若江線(小浜～近江今津)が路線バスとして地域を超えて運行している。

その他、町が運行する町営バス常神三方線(常神～気山)及び予約乗合い型の若狭町デマンドタクシーがあり、民間の公共交通機関がない場所と時間の空白を埋める役割を担っている。

令和6年(2024年)には、北陸新幹線が延伸し、金沢・敦賀間が開業した。将来的に新大阪まで延伸される際には、敦賀駅から若狭町内を横断し、東小浜駅付近への駅の建設が検討されている。

④経済的諸条件

本町は、農業や漁業を中心とした第一次産業のほか観光産業も盛んである。

第一次産業の核となる農業は、水稻栽培と福井梅などの果樹栽培が中心で、水稻栽培については、平地と中山間地が混在する中にあって、嶺南地方の自治体で最も多くの生産量を誇っている。また、特産品には福井梅のほか、伝統的な製法により精製される熊川葛や地域の在来品種として特徴を継承し続け、地理的表示(GI)として登録された山内かぶらなどがある。中でも福井梅については日本海側で最大の産地となっている。

第三次産業の中では観光業が中心となっており、平成 8 年（1996 年）に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成 27 年（2015 年）に日本遺産の認定を受けた「御食国若狭と鯖街道」の熊川宿、平成 17 年（2005 年）にラムサール条約湿地として登録された三方五湖をはじめ、水月湖の年縞、瓜割の滝、縄文遺跡や上中古墳群など、全国に誇れる貴重な魅力ある資源を有している。

また、近年では、舞鶴若狭自動車道の全線開通や道の駅三方五湖のオープン、福井県年縞博物館のオープン、レインボーライン山頂公園のリニューアル、縄文ロマンパークのリニューアルなどの効果があり、飛躍的に観光客が増加している。

さらには、熊川エリアの若狭アドベンチャーツーリズム拠点などの大規模な整備が完了し、北陸新幹線敦賀駅も開業したことから、ますます観光客の増加が期待できる。

一方で、二次交通の確保が大きな課題であり、車が無いと観光地の周遊が困難となっている。また、交通網の充実による日帰り観光の増加や観光に携わる人材の高齢化による後継者不足等、将来に渡っての課題点も多く指摘されている。

イ 過疎の状況（三方地域）

①人口等の動向

町外への転出や若者の都市部への流出などによる社会動態の減少と、出生数の減少や死亡者数の増加による自然動態の減少の傾向が続いているが、本町の人口は減少の一途をたどっている。

本町の人口は、表 1-1（1）のとおり、昭和 55 年（1980 年）に 18,114 人であったものが、令和 2 年（2020 年）には 14,003 人となり、減少率は 22.7% と大幅な減少となっている。三方地域についても、昭和 55 年（1980 年）に 10,006 人であったものが、令和 2 年（2020 年）には 7,132 人になり、減少率は 28.7% とさらに深刻である。

本町の高齢化率は昭和 55 年（1980 年）に 15.3% であったものが、令和 2 年（2020 年）には 36.6% まで上昇している。三方地域においても、昭和 55 年（1980 年）に 14.7% であったものが、令和 2 年（2020 年）には 38.2% まで上昇している。

②これまでの過疎法に基づくものを含めた対策

本町は、人口減少や少子高齢化の進行をはじめとした地域の過疎進行はこれまででも顕著であり、定住促進をはじめ、交通、生活環境、教育文化、産業、観光などの対策や整備に取り組み、住んでいる人が幸せで、ずっと住み続けられる持続可能なまちづくりを行ってきた。

これまでの過疎対策に係る主な事業としては、定住促進対策として各地区の宅地造成を行い、若い世代の受け皿整備を行ってきた。三方地域においては、昭和 50 年代に高岸区や三方区、平成に入ってからは上瀬区に平成 6 年と平成 26 年に宅地分譲を行い、ほぼ 100% 分譲が完了している。

交通網の整備については、広域農道梅街道の整備や地域内の主要道路の改良、平成 26 年（2014 年）には舞鶴若狭自動車道の開通などがある。また、JR 小浜線や市町をまたぐ路線バスの減便や撤退等があり、公共交通の利便性を保つため、町営バス常神三方線や

若狭町デマンドタクシーを運行し、公共交通の空白化を埋めている。

通信網の整備による情報化については、ケーブルテレビの設備整備や音声告知放送設備の整備等により、地域住民をつなぐ通信網を整備するとともに、町全域の光ケーブルの敷設による高速通信網整備も行っている。

生活環境の整備では、上下水道をはじめ、農業集落排水施設整備、漁業集落排水施設整備、簡易水道整備などに取り組んできた。

教育文化の振興においては、三方中学校のエコ改修をはじめ、各小中学校や体育館、図書館といった教育文化施設の整備、学校のICT環境整備などを行っている。また、少子化に伴い、学校規模の適正化を図るため、町立小中学校の統廃合も進めている。

産業の振興については、農林水産業の発展を図るための漁港・漁村の整備や主要な農林道等の整備、有害鳥獣対策として獣害柵の整備や山ぎわ対策を行うほか、農業協同組合をはじめとした各施設整備への補助等も行っている。

商工業については、三十三産業団地を整備し企業の進出を推進したほか、商工会との連携を強化し、販路拡大や魅力ある店舗づくりの促進など、経営支援の充実を図ってきた。

観光の振興では、日本を代表する縄文遺跡である鳥浜貝塚などの出土品を収めた若狭三方縄文博物館の整備や情報発信の拠点となる道の駅「三方五湖」の整備、レインボーラインの再整備をはじめとした三方五湖周辺の周遊観光整備を行っている。また、福井梅などの特産品を活用した町ならではの若狭ブランド開発や、漁業体験や農家民泊などの体験型観光の充実も図ってきた。

その他、住民ニーズの多様化に加え、人口減少、少子高齢化に伴い発生する集落運営の諸課題に対応するため、地域づくり協議会の設立など、地域住民と行政が協働して課題解決に取り組む体制を構築し、持続可能なまちづくりを進めている。

③現在の課題と今後の見通し

令和3年（2021年）に実施した住民意識調査では、本町に住みにくい理由として「公共交通の便が悪い」「まちににぎわいがない」「雇用の場が充実していない」「慣習ごとが多い」「買い物の便が悪い」といった意見が上位にあがっている。

また、住みやすい町については「公共交通の便が良い」「雇用の場の充実」「買い物の便が良い」「医療体制の充実」「人が温かい」といった意見が上位にあり、どちらの結果を見ても、公共交通や雇用の充実、買い物のしやすさ等を住民が望んでいることが分かる。

これらの意見は、町の人口減少や少子高齢化、過疎化に伴い発生する側面も強く、これまでの対策や事業展開だけでは住民ニーズに答えることは容易ではない。

本町の人口は引き続き減少を続けることが推測される中で、本町の総合計画や同計画の考えに基づき策定される各個別計画によって行われてきた事業の継続を基本としつつも、更なる事業の充実と新たな持続的発展に向けた施策を実施していく必要がある。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要（三方地域）

昭和 55 年（1980 年）から令和 2 年（2020 年）における産業別就業者の動向から、人口減少及び少子高齢化に伴い、就業者数が町全体で 2,802 人、三方地域で 1,778 人減少しており、それぞれ 27.9%、32.3% の減少率となっている。

産業別就業者の構成割合については、昭和 55 年（1980 年）に町全体で第一次産業 27.3%、第二次産業 32.7%、第三次産業 40.0% だったものが、令和 2 年（2020 年）には第一次産業 9.1%、第二次産業 26.4%、第三次産業 64.6% に変化している。また、三方地域では第一次産業 28.4%、第二次産業 28.7%、第三次産業 42.9% だったものが、令和 2 年（2020 年）には第一次産業 10.5%、第二次産業 24.1%、第三次産業 65.4% に産業構造が変化しており、今後も第三次産業の比率が更に高まることが予想される。

本町は、福井県嶺南地域の中心に位置しており、豊富な水資源や歴史ある文化など、全国に誇れる貴重な魅力ある資源を有している。また、国道 303 号が関西方面から福井県嶺南地域への玄関口にもなっており、立地的な優位性を積極的に活かし、交流人口を拡大していくことが求められる。

本町の中でも特に三方地域は農林水産業が充実し観光業も盛んな地域である。今後も両産業の連携を図り、商品知名度の向上による農林水産物の付加価値を高め、また消費者ニーズに沿った新たな特産品の開発や関西方面への販路拡大、観光施設の拡充等を支援していくことが求められる。

また、全ての産業において就業人口の減少にもみられるように、就業者の高齢化や担い手不足の問題を抱えており、その対策として後継者の育成を図る必要がある。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、表 1-1（1）のとおり、昭和 55 年（1980 年）に 18,114 人であったものが、令和 2 年（2020 年）には 14,003 人となり、減少率は 22.7% と大幅な減少となっている。

中でも、15~29 歳の減少率が著しく、昭和 55 年（1980 年）と令和 2 年（2020 年）の比較において町全体で 1,676 人、三方地域で 1,186 人減少し、減少率は 52.9%、62.9% の減少となっている。大学等への進学や就職、結婚を機に本町を離れる若者が多いことが考えられるが、若者の減少は今後の少子化や就業人口の減少にも大きく影響するものであり、更なる人口減少、産業や地域の活力の低下を招くことも考えられ、持続可能なまちづくりを推進するにあたり大きな課題となっている。

イ 産業の推移と動向

産業別就業者の構成割合については、表 1-1（2）のとおり、町全体及び三方地域ともに第一、二次産業が減少、第三次産業が増加する形で産業構造が変化しており、今後も第三次産業の比率が更に高まることが予想される。

人口減少に伴い、産業別就業者数についても第一次産業の就業者は町全体で昭和 55 年

(1980 年) に 2,741 人だったものが 76.2% 減少し、令和 2 年 (2020 年) には 653 人になり、三方地域においては、昭和 55 年 (1980 年) に 1,568 人だったものが 75.1% 減少し、令和 2 年 (2020 年) には 390 人となっている。

第三次産業は、第一、二次産業からの流動もあり、就業者数は増加しているものの昭和 55 年 (1980 年) と令和 2 年 (2020 年) の比較で、町全体で 639 人増の増加率 15.9%、三方地域で 71 人増の増加率 3.0% にとどまっている。

表1－1 (1) 人口の推移(国勢調査)

<町全体>

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 18,114	人 18,026	% △0.5%	人 17,835	% △1.1	人 17,567	% △1.5	人 17,313	% △1.4	
0～14歳	3,658	3,480	△4.9%	3,143	△9.7	2,896	△7.9	2,815	△2.8	
15～64歳	11,687	11,474	△1.8%	11,299	△1.5	10,635	△5.9	9,978	△6.2	
15歳～29歳(a)	3,166	2,893	△8.6%	2,816	△2.7	2,701	△4.1	2,411	△10.7	
65歳以上(b)	2,769	3,072	10.9%	3,393	10.4	4,036	19.0	4,520	12.0	
若年者比率 (a)/総数	17.5%	16.0%	—	15.8%	—	15.4%	—	13.9%	—	
高齢者比率 (b)/総数	15.3%	17.0%	—	19.0%	—	23.0%	—	26.1%	—	

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		昭和55年と 令和2年の比較
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 16,780	% △3.1	人 16,099	% △4.1	人 15,257	% △5.2	人 14,003	% △8.2	% △22.7
0～14歳	2,559	△9.1	2,176	△15.0	1,988	△8.6	1,728	△13.1	△52.8
15～64歳	9,491	△4.9	9,024	△4.9	8,134	△9.9	7,127	△12.4	△39.0
15歳～29歳(a)	2,158	△10.5	1,880	△12.9	1,811	△3.7	1,490	△17.7	△52.9
65歳以上(b)	4,730	4.6	4,895	3.5	5,134	4.9	5,104	△0.6	84.3
若年者比率 (a)/総数	12.9%	—	11.7%	—	11.9%	—	10.7%	—	—
高齢者比率 (b)/総数	28.2%	—	30.4%	—	33.7%	—	36.6%	—	—

※年齢不詳の人数がいるため合計と一致しない。

※若年者比率及び高齢者比率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

<三方地域>

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 10,006	人 9,921	% △0.8	人 9,817	% △1.0	人 9,490	% △3.3	人 9,164	% △3.4	
0~14 歳	2,073	1,955	△5.7	1,728	△11.6	1,551	△10.2	1,408	△9.2	
15~64 歳	6,459	6,339	△1.9	6,308	△0.5	5,804	△8.0	5,344	△7.9	
15 歳~29 歳(a)	1,886	1,731	△8.2	1,682	△2.8	1,532	△8.9	1,319	△13.9	
65 歳以上(b)	1,474	1,627	10.4	1,781	9.5	2,135	19.9	2,412	13.0	
若年者比率 (a)/総数	37.7%	34.9%	—	34.3%	—	32.3%	—	28.8%	—	
高齢者比率 (b)/総数	14.7%	16.4%	—	18.1%	—	22.5%	—	26.3%	—	

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年		昭和 55 年と 令和 2 年の比較
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 8,632	% △5.8	人 8,274	% △4.1	人 7,812	% △5.6	人 7,132	% △8.7	% △28.7
0~14 歳	1,227	△12.9	1,041	△15.2	970	△6.8	852	△12.2	△58.9
15~64 歳	4,905	△8.2	4,601	△6.2	4,116	△10.5	3,535	△14.1	△45.3
15 歳~29 歳(a)	1,115	△15.5	951	△14.7	883	△7.2	700	△20.7	△62.9
65 歳以上(b)	2,500	3.6	2,629	5.2	2,725	3.7	2,712	△0.5	84.0
若年者比率 (a)/総数	12.9%	—	11.5%	—	11.3%	—	9.9%	—	—
高齢者比率 (b)/総数	29.0%	—	31.8%	—	34.9%	—	38.2%	—	—

※年齢不詳の人数がいるため合計と一致しない。

※若年者比率及び高齢者比率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

表1－1 (2) 産業別人口の動向 (国勢調査)

<町全体>

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人
	10,032	9,727	△3.0	9,401	△3.4	9,412	0.1	8,918	△5.2	
第一次産業	2,741	1,871	△31.7	1,331	△28.9	1,360	2.2	967	△28.9	
就業人口比率	27.3%	19.2%	—	14.2%	—	14.4%	—	10.8%	—	
第二次産業	3,276	3,436	4.9	3,454	0.5	3,288	△4.8	2,957	△10.1	
就業人口比率	32.7%	35.3%	—	36.7%	—	34.9%	—	33.2%	—	
第三次産業	4,015	4,420	10.1	4,616	4.4	4,764	3.2	4,994	4.8	
就業人口比率	40.0%	45.4%	—	49.1%	—	50.6%	—	56.0%	—	

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年		昭和 55 年と 令和 2 年の比較
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人	%	人	%	人	%	人	%	%
	8,476	△5.0	8,267	△2.5	7,908	△4.3	7,230	△8.6	△27.9
第一次産業	995	2.9	899	△9.6	794	△11.7	653	△17.8	△76.2
就業人口比率	11.8%	—	11.0%	—	10.0%	—	9.1%	—	—
第二次産業	2,281	△22.9	2,341	2.6	2,042	△12.8	1,901	△6.9	△42.0
就業人口比率	27.0%	—	28.6%	—	25.8%	—	26.4%	—	—
第三次産業	5,180	3.7	4,958	△4.3	5,069	2.2	4,654	△8.2	15.9
就業人口比率	61.3%	—	60.5%	—	64.1%	—	64.6%	—	—

※分類不能の産業の人数がいるため合計と一致しない。

※就業人口比率の算出には分母から分類不能の産業の人数を除いている。

<三方地域>

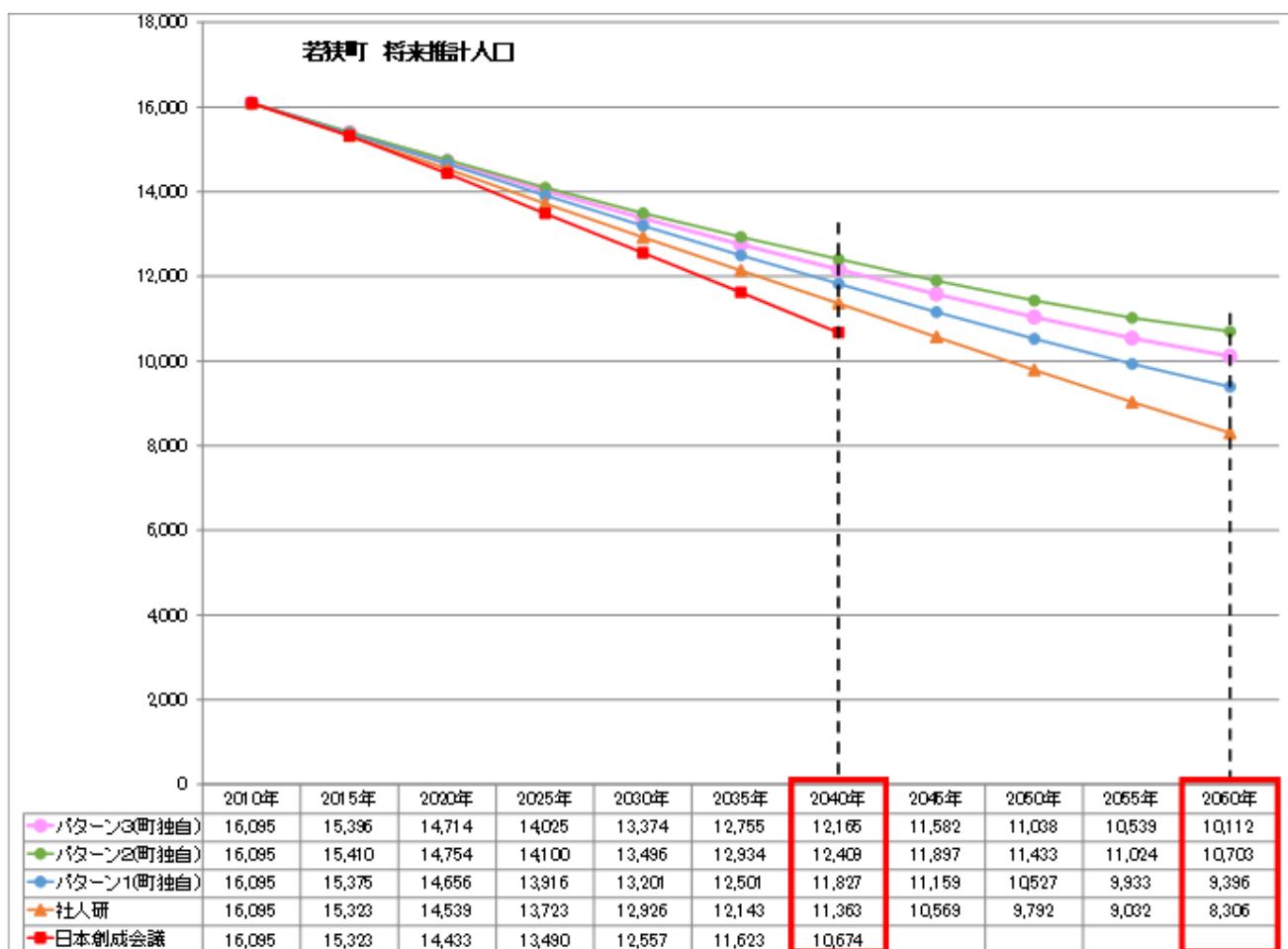
区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人
	5,513	5,346	△3.0	5,249	△1.8	5,195	△1.0	4,882	△6.0	
第一次産業	1,568	1,071	△31.7	797	△25.6	857	7.5	672	△21.6	
就業人口比率	28.4%	20.0%	-	15.2%	-	16.5%	-	13.8%	-	
第二次産業	1,582	1,673	5.8	1,764	5.4	1,616	△8.4	1,419	△12.2	
就業人口比率	28.7%	31.3%	-	33.6%	-	31.1%	-	29.1%	-	
第三次産業	2,363	2,602	10.1	2,688	3.3	2,722	1.3	2,791	2.5	
就業人口比率	42.9%	48.7%	-	51.2%	-	52.4%	-	57.2%	-	

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年		昭和 55 年と 令和 2 年の比較
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人	%	人	%	人	%	人	%	%
	4,539	△7.0	4,316	△4.9	4,114	△4.0	3,735	△9.2	△32.3
第一次産業	631	△6.1	524	△17.0	465	△11.3	390	△16.1	△75.1
就業人口比率	13.9%	-	12.2%	-	11.3%	-	10.5%	-	-
第二次産業	1,068	△24.7	1,123	5.1	972	△13.4	899	△7.5	△43.2
就業人口比率	23.6%	-	26.2%	-	23.6%	-	24.1%	-	-
第三次産業	2,833	1.5	2,638	△6.9	2,675	1.4	2,434	△9.0	3.0
就業人口比率	62.5%	-	61.6%	-	65.1%	-	65.4%	-	-

※分類不能の産業の人数がいるため合計と一致しない。

※就業人口比率の算出には分母から分類不能の産業の人数を除いている。

表1－1（3） 人口の見通し（若狭町人口ビジョン）



(3) 若狭町行財政の状況

ア 行政の状況

平成 17 年 3 月 31 日に三方郡三方町と遠敷郡上中町の両町がそれぞれの郡域を超えて合併し、「若狭町」が誕生した。合併当初から旧三方町役場、旧上中町役場をそれぞれ若狭町三方庁舎と上中庁舎とし、2 庁体制で行政事務を行っている。

現在は、町長部局を 13 課で構成しており、三方庁舎に 8 課、上中庁舎に 3 課、パレア若狭に 1 課、若狭三方縄文博物館に 1 課が配置され、この他、議会事務局、教育委員会事務局等がある。令和 7 年 4 月 1 日現在の職員数は、234 人となっている。

公共施設は、保育所（園）が 7 園、小学校 8 校、中学校 2 校のほか、体育館 3 か所、図書館 2 か所、診療所 2 か所、保健センターなどをしていている。

本町は、平成 30 年（2018 年）に「活力を育む交流を拡大する」「次世代の活動環境を創造する」「地域の力を高める」を基本戦略と位置づけ、15 年間の基本構想と 5 年毎の基本計画で構成する第 2 次若狭町総合計画を策定している。

現在は、令和 5 年（2023 年）に策定した第 2 次若狭町総合計画の中期基本計画（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき、町行政に取り組んでいる。

イ 財政の状況

本町の歳入総額は、平成 22 年度以降、114 億円程度を平均値として推移してきている。歳入全体の 60～70% が地方交付税や地方債、国県支出金等の依存財源であり、30～40% が地方税その他の内訳となっている。令和 2 年度に地方交付税の合併特例の段階的削減が完了したことや生産年齢人口の減少があることから、今後はさらに地方税等の減収が見込まれる。

歳出総額については、平成 22 年度以降、109 億円程度を平均値として推移してきている。歳出の中で特に留意すべきところが、平成 22 年から一貫して義務的経費が高い割合で推移している点である。合併後の平成 17 年度は 20% 台であったが、平成 22 年度以降を平均すると歳出全体の 35% 程度の高い割合を占めている。

特に扶助費は合併後の平成 17 年度から恒常に増加しており、合併後から現在まで約 2 倍以上に増加している。また今後、高齢化が進むにつれ、民間医療・介護サービスに係る扶助費は上昇傾向の継続が見込まれることから、義務的経費の割合はさらに高くなり、普通建設事業費等の確保はより困難になっていくことが想定される。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

<町全体>

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	11,684,453	11,374,478	13,628,780
一般財源	6,661,481	6,776,648	6,676,069
国庫支出金	1,251,489	822,058	2,758,350
都道府県支出金	1,643,045	1,491,933	1,149,380
地方債	872,900	741,800	819,809
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	1,255,538	1,542,039	2,225,172
歳出総額 B	10,997,225	10,949,207	12,913,757
義務的経費	4,073,928	4,001,891	3,862,964
投資的経費	1,836,403	1,309,682	1,459,110
うち普通建設事業	1,836,403	1,255,752	1,459,110
その他	5,086,894	5,637,634	7,591,683
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	687,228	425,271	715,023
翌年度へ繰越すべき財源 D	143,732	14,991	161,146
実質収支 C-D	543,496	410,280	553,877
財政力指数	0.37	0.35	0.33
公債費負担比率	15.9%	16.2%	14.4%
実質公債費比率	16.6%	14.9%	15.3%
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.1%	88.3%	87.6%
将来負担比率	175.0%	140.4%	81.9%
地方債現在高	13,951,796	12,382,069	10,354,448

ウ 施設整備の水準の現況と動向

本町における公共施設等の整備状況は、これまでの行政と地域住民のたゆまぬ努力により、向上を続けている。

三方地域の水道普及率と水洗化率については、令和2年度末で98.2%と92.0%となっており、県の平均や近隣市町の整備状況と比較しても同程度の整備水準にあるが、市町村道については、積極的かつ計画的な整備を図っているものの、町土は広く、集落も散在していることから、改良率、舗装率ともに県の平均を下回り、29.3%、80.1%の整備状況である。

今後は老朽化した設備等の更新を図りながら適切に維持管理を行っていくとともに、地域の持続的発展を促進するため、計画的な整備を継続する必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

<町全体>

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	—	—	47.9	49.8
舗装率 (%)	—	—	—	78.4	80.2
農道					
延長 (m)	—	—	—	58,870	67,440
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	79,840	79,760
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	—	—	95.9	96.8	96.6
水洗化率 (%)	—	—	—	94.9	92.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	40.7	42.6	30.7	21.4	20.6

<三方地域>

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	—	—	26.9	29.3
舗装率 (%)	—	—	—	79.5	80.1
農道					
延長 (m)	—	—	—	47282	55,852
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	37,263	37,263
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	—	—	99.1	98.7	98.2
水洗化率 (%)	—	—	—	85.9	92.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	50.0	50.9	29.5	12.1	14.0

(4) 若狭町三方地域の持続的発展の基本方針

日本全体で進行する人口減少と高齢化に伴う社会構造の変化、財政の硬直化、住民ニーズの多様化など、本町を取り巻く環境は、その速度をあげて変化をしている。地域の実情に応じて自ら創意工夫を凝らし、自主性と独自性を最大限に發揮して、地域の伝統を受け継ぎ、守り、未来に向け育てていくことが求められている。

本町の「過疎地域持続的発展計画」は、「第2次若狭町総合計画」を最上位計画として、同計画の考えに基づき策定される「第3期若狭町総合戦略」をはじめとした各個別計画との整合性を図りながら、三方地域の持続的発展を図っていくものとする。

若狭町の持続的発展の基本方針については、「第2次若狭町総合計画」の将来像である「新しい感動と笑顔がひろがるまち」を目指し、将来像の実現に向かって設定する3つの基本戦略を地域の持続的発展の基本とし、経済状況の変化のほか、気候変動や自然災害、新型呼吸器感染症などをはじめとする新たな脅威や、変化する社会情勢を踏まえながら、計画性と柔軟性を持った行政運営に取り組む。

対象地域：若狭町三方地域

「第2次若狭町総合計画」の基本戦略に基づき、「新しい感動と笑顔がひろがるまち」を目指して若狭町三方地域の持続的発展を図っていく。

基本戦略① 活力を育む交流を拡大する

若狭町固有の地域資源を活用することによって、交流人口を拡大させ、若狭町に関わってくれる人を拡大していきます。それによって活力あるまちづくりを進めます。

基本戦略② 次世代の活動環境を創造する

次代を担う若者たちへの支援に重点をおき、生産年齢人口を増加させることにより、少子高齢化に対応した住民福祉の提供と地域の活性化を図ります。

基本戦略③ 地域の力を高める

自分たち(地域)でできることは、自分たちで実施し、自助・互助・共助・公助のまちづくりを展開し、まちづくり推進の土台を形成し、「自立」と「協働」のまちづくりを推進します。

(5) 若狭町の持続的発展のための基本目標

(4) に記載した本町の持続的発展にかかる基本方針に基づき、本計画全般に関わる基本目標は次のとおりである。

【若狭町の将来目標人口】

目標年度：令和 22 年度（2040 年）

項目	若狭町	うち三方地域
総人口	12,165 人	6,127 人
高齢化率	38.2%	38.7%

※若狭町人口ビジョンから引用

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、本町総合計画等において行う年1回の評価、若狭町まちづくり評価委員会での審議を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた検証を行う。地域の持続的発展のための基本目標に対して、着実な計画の推進を図るため事業の進捗管理を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、公共施設等の現状を踏まえ、その課題の解決に向けて、公共施設等を適正に管理するため、「若狭町公共施設等総合管理計画」を策定している。本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「若狭町公共施設等総合管理計画」と整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

なお、「若狭町公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な考え方については、以下のとおりである。

【基本方針】

1. 公共施設等の規模の適正化（量の見直し）

(1) 統廃合や廃止

- ・利用率の少ない施設の廃止・休止・転用や、施設の譲渡、合併に伴う類似・重複施設の複合化や統廃合等の方向性の検討
- ・施設の類型ごとの点検・診断結果に基づく修繕及び更新等の優先度を検討し、適正な規模による更新を実施
- ・今後の人団動態を踏まえた利用需要の予測に基づき、必要に応じて事業の統合や供用廃止等を検討

(2) 維持管理・修繕・更新等

- ・既存施設の活用等を優先し、施設の類型ごとの点検・診断結果に基づく修繕及び更新等の優先度を検討し、適正な規模による更新を実施
- ・今後の人団動態を踏まえた利用需要の予測に基づき、必要に応じて適正な規模による更新を検討

2. 公共施設等の長寿命化の推進（質の見直し）

(1) 点検・診断

- ・公共施設については、施設管理者による定期的な目視点検や劣化状況の把握等、日常的、定期的な公共施設の点検管理を実施
- ・インフラ施設については、国の指針やマニュアル等に基づく道路ストック点検や橋梁の劣化診断、管路の実態把握等を実施
- ・点検等に際して緊急かつ高度な技術力を要する公共施設等の点検・診断等がある場合には、必要に応じて国による直轄診断等の支援策の活用を検討
- ・避難所として指定されている公共施設は、優先的に修繕や改修、建替え等を検討
- ・防犯・防災・事故防止等の観点から、老朽化し今後とも利用見込みのない公共施設については、解体・除却等を推進

(2) 耐震化

- ・長期にわたって維持していく公共施設については、耐震性が低い施設から優先的に対策を検討
- ・コスト削減効果が見込まれる場合には、耐震改修とあわせて長寿命化に向けた大規模改修を実施
- ・インフラ施設については、点検・診断等に基づく優先順位を定め、橋梁、管渠、設備等の耐震化を推進
- ・点検診断等の結果による劣化箇所の有無や兆候を早期に把握し対応する手法（予防保全型管理）を取ることで性能・機能を維持
- ・公共施設のバリアフリー化に取り組むとともに、個人のライフスタイルや価値観の多様化に対応していくためにユニバーサルデザイン化を推進

3. 公共施設等の維持管理経費の削減（コストの見直し）

(1) 指定管理者制度や民間委託等の活用

- ・指定管理者制度導入にあたっては、効率性等の面から十分に検討し、導入済の施設は、モニタリング（評価）等を行い、サービスと指定管理料等のバランスに応じて必要な見直しを実施
- ・コスト面やサービスの向上が見込まれる場合には民間委託を検討

(2) 県や周辺自治体との連携

- ・行政区域をまたがる広域的な利用が見込まれる公共施設等については、県や周辺自治体との連携による事業の推進、共同利用や事務の共同化等により、財政負担の軽減の可能性について検討

(3) 更新財源の確保

- ・既存施設の維持管理、修繕、更新等の適正化を図ることでライフサイクルコストの削減を実施

(4) 未利用財産等の活用

- ・施設の廃止や複合化、除却等によって生じる未利用財産（建物や土地）は、貸付や売却等による歳入確保の可能性を検討

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

三方地域では、人口減少が続く一方で、さらに少子高齢化が進行することが見込まれている。社会減のうち、特に大学への進学や就職の時期にあたる20歳前後の若者の転出が多い。

若者への奨学金返還支援や移住支援金、学生が本町へ帰省する際の交通費支援などを行っているほか、住居については、宅地造成、住宅取得支援や空き家情報バンク制度の活用を進め、若い世代の定住及び転出の抑制を図っている。

今後も、これらの施策を継続的に実施するとともに、雇用環境や子育て・教育環境等の充実も図りながら、本町に住みたい、ずっと住み続けたいと思えるよう、若い世代のニーズを徹底的に分析して総合的な取り組みを実施していくことが必要である。

イ 地域間交流

働き方や暮らし方の価値観の多様化が進み、町外に暮らしながらも町に関わる人や興味・関心を寄せる人は多い。地域内外の多彩な交流を促進し、町に興味・関心を寄せ、町に関わる人口を増やすことで、地域の課題解決や魅力向上に結びつけていくことが必要である。

「ラムサール条約湿地」の三方五湖やレインボーライン山頂公園、「重要伝統的建造物群保存地区」の熊川宿等を、福井県をはじめ近隣市町や各事業者とも連携し、福井県を代表する魅力ある観光地域としていくための再整備を進めている。それぞれ協議会等の広域的な組織による取り組みの促進も重要である。

ウ 人材育成

価値観が多様化し、個人の価値判断が優先される社会状況の中で、個人の多様性を尊重しつつ、他者と協働しながら新しい価値を創造し、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

一方で、ICTの急速な進展、少子化、核家族化などにより社会環境は大きく変化しており、地域における対人関係、連帯感の希薄化、活動の担い手不足など、家庭や地域での教育力や育成意識の低下などの課題も顕在化している。

このような中で、地域の豊かな自然や文化などの地域資源を活用し、健全育成を支える基盤をつくり、地域活力の向上を図るとともに、先人が築いた歴史、伝統文化、郷土の自然等に多く触れることで、郷土についての理解を深め、ふるさとに誇りや愛着心が持てる心豊かな人材の育成に努めなければならない。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ・移住希望者に本町の多様な魅力を届けるためSNSをはじめとした情報発信や、移住フェアでのPR、結婚支援、移住相談等の強化を図る。
- ・地域性に応じ、若い世代のニーズに沿った宅地開発を実施する。

- ・空き家の有効活用を図るため、行政と事業者との連携による売買や貸借の仲介・支援や空き家利用者への改修支援等を行うとともに、老朽化し危険な家屋になる可能性のあるものの解体を進め、安心して住める環境づくりを行う。
- ・特定地域づくり事業協同組合を支援し、季節的に不足する労働力の確保とともに、移住者の仕事を確保し、移住者の増加を図る。

イ 地域間交流

- ・大学や民間事業者等と知的・人的交流を図り、地域の活性化につなげる。
- ・町を訪れる方や観光等事業者だけでなく、地域全体が活気にあふれ、元気になれる取り組みを実施・支援する。
- ・姉妹都市をはじめとした地域外からの来訪者に、町の生業・生活を体験する体験型・滞在型の交流を重ねることにより、町に興味・関心を寄せ、町に関わる人口の拡大を図る。
- ・若い世代が求める雇用の場の創出とともに、町の自然、歴史、産業などの魅力を生かし、人の流れをつくる環境を整える。

ウ 人材育成

- ・先人が築いた歴史、伝統文化、郷土の自然等に触れる機会や農林漁業体験などを学校・地域・家庭の連携により取り組み、特色を活かした教育活動を推進する。
- ・人権、環境、貧困、平和など現代社会の様々な課題に目を向け、解決するために一人ひとりができる事を考える SDGs 学習を推進し、持続可能な社会を創造する担い手を育成する。
- ・姉妹都市との友好交流やオーストラリア等との国際交流を継続的に実施し、閉鎖的な思考にとらわれない柔軟な考え方やグローバル感覚を持つ人材を育成する。
- ・地域住民と外部人材との協働・交流・連携を図り、多様な主体による地域づくりを推進できる人材を育成する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	住宅環境整備事業	若狭町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成	次世代定住促進事業 就農定住支援事業 特定地域づくり事業協同組合支援事業 国際交流事業 地域づくり協議会事業	若狭町 〃 〃 〃	

		SDGs 推進事業 男女共同参画推進事業	〃	
--	--	-------------------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

三方地域は、水稻栽培と福井梅などの果樹栽培が中心で、水稻栽培については、平地と中山間地が混在する中にあって、嶺南自治体で一番多くの生産量となっている。福井梅については日本海側で最大の産地となっているが、水稻栽培とともに生産者の高齢化が進み、担い手が不足している地域もあって、新たな担い手の育成が急務となっている。また、鳥獣害による農作物の被害の増大や、中山間地域の耕作条件が悪い農地の遊休化も進んでいる。

堆肥化施設の今後の運営についても今後の在り方を検討するべき時期となるなど、農業を取り巻く環境も変化を求められる時期にあり、持続可能な地域農業に向けた体制づくりが求められる。

イ 林業

森林は、経済的機能のみでなく、治山、治水、国土保全、水源の涵養、保健休養の場などの公益的機能も有しております、その役割は極めて大きい。

本町の林業は、森林所有者の世代交代等に伴い、森林経営意欲が低下し、林業従事者が減少している。また、境界が不明な森林の増加、森林整備の減退など、林業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

作業路網の整備などの基盤整備や適切な間伐の指導を実施していくことにより、森林の適切な管理を進めていく必要がある。

ウ 水産業

三方五湖を中心とした内水面漁業については、各漁業協同組合と協力しながら稚魚を放流し、資源の維持と経営の安定を支援している。高齢化や後継者不足等による衰退は課題となっており、漁業従事者が安心して従事できる環境の整備に努めるとともに、伝統的な漁法「たたき網漁」やその漁具などの保存、継承への取り組みも充実させていくことが求められる。また、専門的な知識等も必要となる漁業組合の事務員については、高齢化やなり手不足が課題となっており、今後、漁業協同組合の事務局の統合や兼務が必要となってくる。

日本海における沿岸漁業については、水産資源の減少や環境変化、また漂着ごみなどの問題もあり、地域住民がその対応に苦慮しており、漁場への影響も懸念される。豊かな漁場を保つなど水産資源の保全に努め、漁業施設の充実など漁業基盤の充実を図ることが必要となっている。

地元で採れた水産物の商品価値を高めるとともに、魚の消費拡大や漁業体験など漁業と観光を融合させた取り組みを推進し、漁業者の経営向上に取り組むことも必要である。

エ 地場産業の振興

本町の地場産業は、農林水産物の加工業が中心となっているが、就業者の高齢化や担い

手不足の問題を抱えており、その対策として後継者の育成を図る必要がある。

さらに、商品知名度アップを目指した戦略を展開し、農林水産物の付加価値を高め、また消費者ニーズに沿った新たな特産品の開発や販路拡大なども積極的に支援していく必要がある。

オ 企業誘致・起業の促進

福井県の有効求人倍率は全国でも上位に位置する。本町においても大手企業の進出や既存工場の増設などが続く中で、人口減少とあいまって、労働力不足の状態が続いている。

一方で、令和3年（2021年）に実施した住民意識調査では、今後町が取り組むべき事業として「企業を誘致し、雇用の場を増やす」を回答者全体の約43%が選択し、町の住みにくさの理由として「雇用が充実していない」を回答者全体の約32%が挙げていることから、企業が求める職種と住民が求める職種が乖離し、求職者と求人側の意向等が一致しない「雇用のミスマッチ」も発生していると推察され、雇用情報の発信、相談体制の強化とあわせ、新たな職種がある企業を誘致することにより、求職者の就業促進が求められる。

令和2年（2020年）に「創業支援事業計画」を策定し、町内で創業・起業する個人を支援する体制を整えている。創業・起業へのきっかけづくりから、起業後の経営支援に至るまでの一連の支援策を商工会や金融機関等の関係機関と連携して行なっている。

今後は、起業を目指す者、起業した者の情報交換の場づくり等を行い、新しい産業の創出を推進するとともに、起業後の事業成長や労働者の所得向上等の促進が求められる。

カ 商工業の振興

中小企業・小規模事業者の地域に根差した事業活動が本町の経済を支えている。産業の維持継続及び発展のため、中小・小規模事業者の育成に向け、関係団体との連携強化と企業活動の継続的な支援が必要とされている。

嶺南地方の自治体で最も多くの生産量を誇る特産の福井梅ほか、地域の特性を活かした特産物を商工会等の関係機関と連携して、商品の開発や高付加価値化、販路拡大などにより、事業者の経営安定化や事業拡大につなげる必要がある。

キ 観光又はレクリエーション

若狭町には、平成8年（1996年）に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成27年（2015年）に日本遺産の認定を受けた「御食国若狭と鰐街道」の熊川宿、平成17年（2005年）にラムサール条約湿地として登録された三方五湖をはじめ、水月湖年縞、瓜割の滝、縄文遺跡や古墳群等、全国に誇れる貴重な魅力ある資源を有している。

また、漁村地域での大敷網漁見学体験、干物づくり体験、海釣り体験、カヤック体験や農村地域の農家民泊における田植え・稻刈り・野菜の収穫等の農業体験を、各関係機関と連携し幅広い体験メニューとしてそろえている。

人口減少、少子高齢化が進む中、観光事業者だけでなく、地域住民も一緒になり、魅力ある地域資源を活用した観光振興の推進を行いながら、地域全体の活力も生み出していくことが必要となっている。

令和6年（2024年）3月に北陸新幹線敦賀駅が開業し、敦賀駅を訪れる観光客が増加しているが、敦賀駅から本町への二次交通の確保が大きな課題であり、車が無いと観光地の周遊が困難となっている。来訪者の利便性及び回遊性の向上を図るため、二次交通の充実や地域資源を回遊するルート開発などの取り組みをさらに強化させる必要がある。

（2）その対策

ア 農業

- ・既存作物の産地拡大や地域ブランド化に向けて、安心で安全な農作物の供給体制を構築する。
- ・6次産業化の取り組みによる付加価値の高い農産物加工品を開発する。
- ・IoT技術を活用したスマート農業の導入とオペレーターの育成により、農業所得の最大化を図る。
- ・安定した農業生産活動のための基盤整備や、耕作条件不利地における小区画農地の圃場整備を推進する。
- ・後継者不足により耕作できなくなった梅園地の中には、地形的に優良な園が多く存在しているため、これらを流動化させ、担い手への集約化を図ることで経営改善を促す。
- ・耕作放棄地が増加する中で、中山間地域等直接支払制度の活用などによる農地が有する多面的機能の維持・向上を図り、耕作放棄地の防止と解消に努める。
- ・鳥獣による深刻な農作物被害について、狩猟者・捕獲技術者の育成・確保や、有害鳥獣に対する知識向上を図るなど、被害の防止対策の推進を図る。
- ・堆肥化施設の今後の運営については、施設の解体による運営が停止することを見据え、畜産事業者に対して支援策を講じる。

イ 林業

- ・里山保全や間伐の実施、森林被害対策、森林境界明確化等の推進などにより森林の適切な管理を進める。
- ・森林組合をはじめとする林業施業体の育成を推進する。
- ・施業の集約化など、持続可能な林業振興に努めるとともに、木材需要の拡大を図るため、住宅や公共施設での県産材の活用を推進する。
- ・林業施業者数の減少を食い止め、管理されていない山林を減らしていくため、林業の人材育成及び人材確保に取り組み、本町に適した林業施策の推進を図る。
- ・治山事業の推進、災害に強い河川の整備として、土砂災害危険区域のパトロールを強化するとともに、山間部でのがけ崩れの対策を推進する。
- ・6次産業化の取り組みによる付加価値の高い木材加工品を開発する。

ウ 水産業

- ・漁業関連施設を計画的に保全管理し、施設の長寿命化と機能維持に努める。
- ・漁業経営の安定のため、水産施設整備並びに漁業団体活動への支援を行う。
- ・6次産業化の取り組みによる水産物加工場の整備および付加価値の高い水産物加工品の

開発を推進する。

- ・定置網漁業への支援と新規就業者等の漁業後継者の確保に努める。
- ・

エ 地場産業の振興

- ・福井梅などの魅力ある特産品のブランド化を図る。
- ・若狭ブランドの特産品を積極的にPRし、また、産業間連携による本町らしい独自性のある新たな商品の開発を支援する。
- ・多様な事業者や住民がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓に向けた6次産業化の取り組みを支援する。

オ 企業誘致・起業の促進

- ・町遊休地や民有地への企業進出を促進し、魅力ある産業の創出と雇用の場の拡大を図る。
- ・労働者の生活スタイルや家庭での役割り、地域貢献等に対応できる多様な働き方、効率的な働き方の普及を含めて、若者等が望む職種の創出、拡大、新しい産業の創出を図る。
- ・起業を目指す者、起業した者の情報交換の場づくり等を行い、創業者を増やすとともに起業後の事業成長を図る。

カ 商工業の振興

- ・各産業において若者が働きやすい環境づくり、生産性の向上による待遇の改善等に加え地域産業をイメージアップすることにより、後継者の確保、担い手の育成を図る。
- ・行政と事業者の連携、短時間労働等、地域住民の要望に沿った雇用を推進するとともに、高齢者の知識や技術の有効活用、障害者が能力を発揮できる環境づくりを推進する。
- ・商工会等の関係機関と連携して、町内での消費喚起や商品の開発、販路拡大などにより、事業者の経営安定化や事業拡大につなげる。

キ 観光又はレクリエーション

- ・三十山間山の登山ルートや、その他のトレイルルート等の計画的な維持管理を行う。
- ・二次交通の確保が大きな課題であり、来訪者の利便性及び回遊性の向上を図るため、二次交通の充実や地域資源を回遊するルート開発などの取り組みを推進する。
- ・三方五湖周辺の自然や景観を活かしたサイクリングロードを整備し、福井県年縞博物館や若狭三方縄文博物館等と一体的な周遊性を促す施策を展開しながら、三方五湖のブランド力を高める。
- ・多くの観光客が訪れるレインボーライン山頂公園の施設及び設備の適切な維持管理及び計画的な改修を行い、観光客の利便性と満足度の向上を図る。
- ・若狭三方五湖観光協会と連携して、地域OTAのさらなる活用や利用促進を促し、民宿業者等の高収益化を図る。
- ・人と人との交流による「若狭町の生活」を楽しむことができる受入環境体制の充実と、満足度を高めることで、国内外のリピーターの確保を進める。

- ・民間事業者や地域住民も一緒になり、魅力ある地域資源を活用した観光振興の推進を行なながら、観光客や観光事業者だけでなく、地域全体が健康で元気になれる取り組みを実施・支援し、持続可能なまちづくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備	圃場整備事業	若狭町	
		かんがい排水対策事業	〃	
		ため池防災対策事業	土地改良区	
		ため池管理事業	若狭町	
		農村集落基盤整備事業	〃	
		農地維持共同・資源向上活動事業	〃	
		県営造成土地改良施設維持管理事業	福井県	
		治山事業	若狭町	
	(2) 漁港施設	漁港保全対策事業	若狭町	
		漁港海岸保全対策事業	〃	
	(4) 地場産業の振興	水産物加工場整備事業	活動組織	
		梅の里会館施設整備事業	農業協同組合	
		広域集出荷施設整備事業	〃	
	(5) 企業誘致	企業誘致促進事業	若狭町	
	(7) 商業 共同利用施設	商業施設活性化事業	若狭町ほか	
		温泉設備管理事業	若狭町	
	(9) 観光又はレクリエーション	サイクルツーリズム推進事業	〃	
		三方湖畔舟小屋の保存・活用事業	〃	
		観光施設管理運営事業	〃	
		観光地づくり推進事業	〃	
		レインボーライン整備事業	〃	
		道の駅管理運営事業	〃	
		梅丈ランド管理事業	〃	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	土地改良区補助金事業	土地改良区	
		揚水機場ポンプ修繕事業	〃	

	中山間地域直接支払交付金事業	若狭町	
	福井ウメ振興協議会負担金事業	〃	
	梅園地流動化促進事業	〃	
	鳥獣被害防止総合対策事業	〃	
	嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業	〃	
	有害鳥獣対策事業	〃	
	松くい虫被害対策事業	〃	
	森林整備地域活動支援交付金事業	森林組合	
	間伐材利用搬出促進事業	〃	
	森林作業道開設事業	〃	
	森林環境保全直接支援事業	若狭町	
	管理漁港機能保全計画策定事業	〃	
	管理漁港海岸長寿命化計画策定事業	〃	
	管理漁港施設修繕・点検事業	〃	
商工業・6次産業化	内水面漁場管理振興事業	漁業協同組合	
	沿岸漁場環境改善事業	若狭町	
	地産地消推進事業	〃	
	特産振興事業	〃	
	美浜・三方環境衛生組合負担金事業	〃	
観光	三方湖辺水害予防組合負担金事業	水害予防組合	
	水産物供給基盤機能保全事業	若狭町	
	水産物加工場整備事業	〃	
	商工会育成事業	〃	
	創業支援事業	〃	
	商業施設活性化支援事業	〃	
	6次産業化推進事業	〃	
	地域経済活性化事業	〃	
企業誘致	若狭・三方五湖ツーデーマーチ事業	〃	
	観光振興事業	〃	
	観光伝宣事業	〃	
	観光協会補助金事業	〃	
	観光各種負担金及び補助金事業	〃	
	民宿リニューアル支援事業	〃	
	嶺南誘客キャンペーン事業	〃	
	外国人誘致推進事業	〃	
	企業誘致事業	〃	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
三方地域全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

当該業種の振興を促進するために行う事業の内容は、上記（2）及び（3）のとおりである。産業の振興について、周辺市町との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器は、今や日常生活や経済活動に不可欠なものとなっている。

本町では、多様な情報通信サービスを可能にする情報通信基盤として、ケーブルテレビの設備、音声告知放送設備及び光ケーブルの敷設による高速通信網の整備等により、地域住民をつなぐ通信網の整備を実施したところであるが、公衆無線 LAN の需要も高まっており、地域外からの交流人口の増大やテレワークを実施しやすい環境の整備、災害時における情報通信基盤の強化を図るため、誰もが使いやすい無料公衆無線 LAN を整備する必要がある。

行政においても、情報の電子化に伴い、セキュリティの面に配慮した情報機器の整備をすすめ、AI や RPA 等の ICT を積極的に活用した業務の効率化と迅速化、質の向上への取り組みを進める必要がある。

(2) その対策

- ・働き方、教育、医療・介護、インフラ・交通、産業振興、防災・減災などさまざまな地域課題を解決するため、情報通信基盤の整備を進める。
- ・行政手続のオンライン化に取り組む等、行政事務の ICT 化を推進し、業務の効率化と迅速化、質の向上への取り組みを進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 告知放送施設 ブロードバンド施設	屋外拡声子局整備事業 行政放送システム整備事業 公衆無線 LAN 整備事業	若狭町 〃 〃	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	DX 推進事業 電子申請システム整備事業	若狭町 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路、農道、林道

本町の道路交通網は、嶺南の各市町をつなぐ国道 27 号及び国道 162 号、本町と滋賀県高島市をつなぐ国道 303 号を軸に、主要地方道、県道、町道などが道路交通ネットワークを形成する。平成 26 年（2014 年）には京都府舞鶴市と敦賀市を結ぶ舞鶴若狭自動車道が開通し、重要な道路交通ネットワークの 1 つとなっている。

町道については、各集落間を結び、住民の生活に密着した重要な役割を果たしている。積極的かつ計画的な整備を図っているものの、改良率、舗装率は町全体で 49.8%、80.2%、三方地域で 29.3%、80.1% の整備状況である。

これら道路環境の整備については、日常の生活道路等としての機能はもちろん、大規模自然災害時におけるライフラインなどの被害を最小限に留めるためにも、救命救急、救援物資の輸送など道路交通ネットワーク機能を維持するとともに、道路環境の長寿命化が不可欠である。

農道や林道については、適切な農地管理や森林整備を行うため、老朽化した設備等の更新を図りながら維持管理を行っていくとともに、生産性の向上のための近代化・省力化を図るため、計画的に整備を進めていく必要がある。

また、地域の活性化を進める上で、舞鶴若狭自動車道の 4 車線化や、常神半島の遊子～小川トンネルの早期開通が望まれる。

イ 交通手段の確保

本町では、鉄道の JR 小浜線（敦賀～東舞鶴）と JR バス若江線（小浜～近江今津）の 2 路線が運行している。合わせて、町が運行する町営バス常神三方線（常神～気山）及び町内全域を運行する予約乗合い型の若狭町デマンドタクシーが本町の公共交通機関となる。

三方地域においては、JR バス若江線を除く 3 つの公共交通機関が学生や高齢者等の交通弱者を含めた地域住民の生活の足として運行している。

ところが、道路交通網の整備が進み、地域住民の自家用車の依存度は高くなる一方であり、近年はさらに公共交通利用者は減少している。

JR 小浜線をはじめとした公共交通は通勤、通学など地域住民の日常生活に欠かせないものであり、利便性の確保や運賃の維持等により利用促進を図り、官民が一体となって維持していく必要がある。

また、地域内外の交流を促進し、交流人口の拡大を図るために北陸新幹線敦賀開業を契機とした観光客向けの二次交通を維持及び推進することも重要である。

(2) その対策

ア 道路、農道、林道

- ・生活道路の整備及び長寿命化を図るため、緊急度・利便性などを考慮し、生活道路の計画的な整備及び修繕を行う。

- ・農作業効率の向上、維持管理労力の軽減及び農作業での交通安全を図るため、農道の維持管理を行う。
- ・林業生産活動や間伐、伐採等の作業性向上のため、開設・舗装などの林道整備及び維持管理を行う。
- ・安全で快適な交通環境を確保するため、道路施設の定期的な点検や危険箇所の修繕を行うとともに、ガードレールやカーブミラー、区画線などの交通安全施設の整備と維持管理を行う。
- ・道路の陥没や段差など危険箇所の早期発見と補修に努めるとともに、車両のすれ違い、歩行者の安全確保が困難な道路について、道路拡幅及び歩道の整備を進める。
- ・地籍の明確化により、まちづくり災害復旧事業の円滑化を図る。
- ・橋梁の長寿命化を推進していくため、老朽化や耐震性など既設橋梁の点検を行い、計画的な修繕、架け替えを行う。
- ・降雪や豪雨時において車両の円滑な走行や歩行者の安全に支障が生じる恐れのある道路については、除雪や融雪対策及び排水対策等の強化を図る。

イ 交通手段の確保

- ・公共交通の住民ニーズを的確に捉えた路線や時刻の改正等により、利用者の利便性の向上を図る。
- ・自家用車への依存を緩和し、公共交通機関の利用促進を図るため、公共交通機関に対する運行支援や利用者支援を行う。
- ・駅周辺施設の利便性の向上と JR 小浜線及び JR バス若江線の利用促進を図る。
- ・高齢者等交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段であるデマンドタクシーを継続運行し、町内文化施設・医療施設等へのアクセスの充実を図る。
- ・交通の空白地域を埋めるため、地域のボランティア送迎や自家用有償運送の立ち上げ等への助言や支援を行う。
- ・地域内外の交流を促進し、交流人口の拡大を図るため、観光客向けの二次交通の整備を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路改築事業 町道整備事業 狭あい道路等整備事業 道路維持修繕事業 舗装改良事業	若狭町 〃 〃 〃 〃	

	橋りょう	三方五湖周遊道路改良事業 緊急時避難円滑化事業 排水機場維持管理事業 橋梁整備事業	〃 〃 〃 〃	
	(2) 農道	農道整備事業 農道維持管理事業 広域農道梅街道若狭トンネル維持事業	若狭町 〃 〃	
	(3) 林道	林道・作業道整備事業 林道・作業道維持管理事業 林道保全整備事業	若狭町 〃 〃	
	(6) 自動車等 自動車	バス購入事業 路面清掃車購入事業 除雪機械購入事業	若狭町 〃 〃	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 交通施設維持	町営バス運行事業 デマンドタクシー運行事業 公共交通機関運行支援事業 道路点検事業 橋梁点検事業 林道橋点検診断事業 農道橋点検診断事業 交通安全施設整備事業 県営農道保全対策事業	若狭町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 福井県	
	(10) その他	駅周辺施設整備事業 公共交通電子決済化事業	若狭町 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道施設

住民の生活と社会活動を続ける上で重要なライフラインである上下水道については、安定した水道供給や下水処理、維持管理経費の抑制、生産コストの低減などを図り、公正妥当な上下水道料金に改定して安定経営に努めているとともに、地下水や河内川ダムなどの水源確保にも努めている。

しかし、上下水道サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴い、修繕や更新需要が増大する一方で、人口減少等により水需要が低下し、収入の減少傾向が顕著となっている。

さらには、限られた職員数での効率的な事業運営、台風や豪雨、地震等による災害対策の充実も課題となっており、経営環境は一段と厳しさを増している。

地域住民に当たり前のように寄り添い、安全で安心な上下水道のサービス提供に向けて、健全かつ安定的な事業の継続が求められている。

イ 廃棄物処理施設

可燃ごみは令和5年度より、小浜市・高浜町・おおい町・若狭町の4市町で構成する若狭広域行政事務組合が運営する可燃ごみ処理施設において町全域分の可燃ごみを焼却処理している。不燃ごみ及び資源物は、美浜・三方環境衛生組合が運営するエコクル美方に町全域分が搬入され、それぞれのごみ種ごとに中間処理や最終処分、またはリサイクルにより資源化されている。

可燃ごみ処理については広域化されたものの、不燃ごみ及び資源物処理や最終処分は広域化されておらず、若狭広域行政事務組合において処理施設の統合に向けた検討を加速させる必要がある。その上で今後の町の最終処分場や美浜・三方環境衛生組合の施設については協定期限を迎える施設もあることから問題解決をしながら、若狭町のごみ適正処理に向け、引き続き廃棄物処理施設整備を行っていく必要がある。

また、廃棄物処理施設の健全運営のためにはごみの減量化は重要な課題である。減量化により、環境負荷低減はもとより廃棄物処理施設の延命化を図ることができるため、すべてのごみ排出者がごみ減量化の理念に合う生活が送れるよう住民啓発を促進していく必要がある。

ウ 消防・防災・防犯

本町の消防体制は、旧町からの組織体制を維持しており、三方地域は敦賀美方消防組合が、上中地域は若狭消防組合が管轄し、それぞれの地域の消防と防災の役割を担っている。また、それぞれの地域には自衛消防団等が組織され、予防消防や初期消火等の役割を担っている。

防犯については、本町が組織する若狭町防犯隊が防犯活動を行うとともに、防犯パトロールや児童登下校時の見守りの実施などを警察、防犯団体、学校、地域などが連携して行っている。

一方で、人口減少や少子高齢化が進む中、地域コミュニティの組織である消防団や防犯隊の担い手が減少しており、地域住民が互いに支え合う共助の弱体化が懸念される。

(2) その対策

ア 上下水道施設

- ・老朽化した施設や管路が多いことから、老朽化した施設の更新、主要管路の耐震化等整備を中心に若狭町上下水道ビジョンに基づき、計画的に進める。

イ 廃棄物処理施設

- ・若狭広域行政事務組合に処理施設の統合に向けて推進を図るよう働きかけるとともに、若狭町としてどのように進めることができるかを検討する。
- ・3R (Reduce、Reuse、Recycle) に2R (Refuse、Repair) をプラスした5Rを推進する。
- ・資源化ごみの分別を徹底し、リサイクル率の向上に努めるとともに、家電リサイクル法・PCリサイクル法により定められた物品の適切な処理を奨励することで循環型社会の構築、環境負荷の低減を図る。
- ・不法投棄ごみを回収する美化パトロールを実施するとともに、不法投棄が予想される地点に警告板を設置するなど啓発活動の強化を進める。

ウ 消防・防災・防犯

- ・消防ポンプ自動車、消防団詰所、防火水槽及び消火栓などの消防施設・設備の整備を計画的に進め、防災力の強化を図る。
- ・水害の未然防止並びに被害軽減を図るため、河川の維持及び改良を行う。
- ・消防団員や防犯隊員の増加・若返りや教育・訓練を充実し、組織の活性化と質の向上を図る。
- ・原子力発電所の事故などに備えて、国及び福井県との連携を強化し訓練等に取り組むとともに、住民の原子力に対する知識、理解の普及に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道 簡易水道	水道施設リフレッシュ事業 水道施設通信設備更新事業 検針業務DX化事業 配水池機能強化事業 水道施設統合関連事業	若狭町 〃 〃 〃 〃	

	(2) 下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設 その他	三方浄化センター改築更新事業 公共下水道処理施設整備事業 農業集落排水処理施設統合整備事業 農業集落排水処理施設整備事業 漁村集落排水処理施設統合整備事業 漁村集落排水処理施設整備事業	若狭町 〃 〃 〃 〃 〃	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	廃棄物処理施設整備事業	若狭町・ 環境衛生組合	
	(4) 火葬場	斎場改修事業	若狭町	
	(5) 消防施設	防火水槽更新事業 消防ポンプ自動車整備事業 消防団詰所等整備事業 消防施設・設備整備事業	若狭町 消防組合 〃 〃	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活 防災・防犯	斎場管理運営事業 廃棄物処理施設負担金事業 ハザードマップ改正事業 自主防災組織支援事業 地域防犯対策事業 防災ヘリ負担金事業 消防組合負担金事業	若狭町 〃 〃 〃 〃 福井県 消防組合	
	(8) その他	河川改良事業 治水対策事業 急傾斜地崩壊対策事業	若狭町 〃 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

本町の年少人口は、昭和 55 年（1980 年）に 3,658 人であったものが 52.8% 減少し、令和 2 年（2020 年）には 1,728 人となり、三方地域においても、昭和 55 年（1980 年）に 2,073 人であったものが 58.9% 減少し、令和 2 年（2020 年）には 852 人にまで落ち込んでいる。15～29 歳の若者の減少も著しいことから、少子化の流れは、今後もさらに続くことが懸念される。

また、女性の社会進出による共働き家庭の増加や就業形態の多様化、核家族化、地域のつながりの希薄化が、家庭や地域の子育て機能と教育力の低下を招いている。さらに子育てへの不安感、仕事と子育てとの両立に対する負担感なども増大しており、子どもを安心して生み育てられる環境づくりの必要性はますます高まっている。

今後は、子育て家庭それぞれの価値観を尊重しながら、保護者が心豊かに子どもと向き合うことのできる環境をつくることはもちろん、子ども一人ひとりの幸せと健やかな育ちが保障される社会を実現することが何よりも必要とされている。

イ 高齢者福祉

令和 2 年（2020 年）の本町の高齢者比率は、町全体で 36.6%、三方地域で 38.2% である。昭和 55 年（1980 年）から、それぞれ 20 ポイント以上も上昇しており、高齢化が著しい。また、高齢者夫婦世帯と高齢者単身世帯も年々著しく増加しており、地域住民のつながりが希薄化してきていることから、今後の生活に不安を感じる人も増えてきている。

そのため、地域住民が地域福祉への関心や理解を深め、また、地域の中でお互いに支え合い・助け合う意識を広く住民に浸透させることが重要となる。

さらに重度の要介護状態になっても、医療と介護がつながり、在宅で暮らせる体制づくりと、身近な地域の支え合いにより、自立した日常生活が送れるような地域づくりも必要である。

ウ 障害者福祉

平成 25 年（2013 年）に障害者差別解消法が制定され、不当な差別的取扱いは禁止され、「合理的配慮」の提供が求められている。障害のある人に「合理的配慮」を行うことを通じ、障害のある人との人がお互いを理解し合い「共生社会」の実現を推進していくなければならない。

障害のある人が住み慣れた地域で継続した生活を送るために、一人ひとりの状況やニーズに応じた支援体制を整え、個々の能力や特性を活かしながら、学ぶことや社会的な活動が実現できる体制づくりを推進していくことが必要である。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送る上で外出に係る負担が大きいことから、「ドア to ドア」の移動が可能なデマンドタクシーや民間タクシーの利用など、移動を支援する対策を講ずることも必要である。

エ 健康づくり

生活習慣病予防を軸としたライフステージに応じた健康づくりを推進しているが、2040年(令和22年)に向け、更なる健康寿命の延伸を図るため、健康無関心層も含めた健康づくりの推進が求められている。自然と健康づくりにつながる環境の整備、インセンティブ(外部から与えられる動機付け)による健康活動へのモチベーション向上を図るなど、町全体で健康づくりを効果的に推進するために、職場や地域ぐるみでの健康づくりを進めることが重要である。

胎児期及び乳幼児期は人間の基礎づくりの重要な時期として、すべての子どもたちの健やかな育ちを支える取組が求められている。

また、要介護認定者の要因として脳血管疾患や認知症、骨関節疾患が多くを占めており、その原因のひとつであるのが高血圧や糖尿病、筋力の低下であることからも、それらの予防は重要となっている。高血圧予防を柱とした減塩や減量、筋力の維持・増進のための運動を広め、生活習慣病の予防や健康づくりを推進していくことが重要となっている。

(2) その対策

ア 児童福祉

- ・妊娠期から出産、子育て期までにわたる様々なニーズに対応するため、こども家庭センターを設置し、対象者に寄り添った切れ目のない支援を行い、妊娠や出産、産後の心身のケア、育児、不妊による不安感や孤独感の解消に努め、誰もが安心して出産・子育てできる環境を整える。
- ・子育てに関する情報を積極的に提供し、各種制度の利用促進、子育て支援に努める。
- ・公立保育所については、入所率や保育体制、財政状況などの実情に応じた統廃合、民営化への検討をすすめる。
- ・特別な配慮が必要であると判断される児童に対する適切な指導や、安定した保育サービスの提供を継続的に行うため、適正な保育士確保の取り組みをすすめる。
- ・地域ぐるみの子育て支援体制の構築を目指すとともに、子育て支援センターを充実させ、親の居場所づくりや仲間づくり、児童虐待防止や相談などの体制強化を図る。
- ・親や子どもが一緒に安心して楽しく過ごすことができる遊び場や子育て支援施設の充実を図る。

イ 高齢者福祉

- ・ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるよう、生活援助や交通手段の確保など日常生活の支援に努め、高齢者福祉サービスの更なる充実を図る。
- ・高齢者の要介護状態への移行の抑止、要介護状態の悪化を防止するため、介護予防の取り組みをさらに強化するとともに、不足する福祉人材の確保への支援も進めていく。
- ・高齢者同士の交流や世代間交流を深め、生きがいづくりや仲間づくりを推進し、それらの交流を通じて、高齢者の孤立化防止や見守り活動へとつなげていく。

- ・要支援者に対する地域住民による支え合い活動の推進を支援し、集落・地域ごとの支え合い体制の構築を支援する。
- ・元気な高齢者が福祉の担い手として活躍できる仕組みづくりの検討をすすめる。

ウ 障害者福祉

- ・障害者の特性や障害への正しい理解を深め、偏見や差別を解消し、互いに尊重し合いながら共生する社会づくりを推進する。
- ・障害のある高齢者など支援を必要とする人をいち早く発見し、積極的に見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進する。
- ・障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、デマンドタクシーや民間タクシーの利用支援を今後も継続して実施する。
- ・障害者の多様な個性や働き方が尊重され、気軽に地域活動などへの参加や就業ができる地域づくりを推進する。

エ 健康づくり

- ・乳幼児の成長発達の節目に育児教室を行い、乳幼児期からの生活習慣病予防を推進する。
- ・公式LINE等を活用し、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する。
- ・医療機関との連携を進め、特定健診やがん検診を受診しやすい環境づくりを行い、受診率の向上を図る。
- ・医療と保健が情報を共有しながら、住民一人ひとりに合った生活習慣病の重症化予防のための指導等の充実を図る。
- ・心に悩みを持つ人が相談窓口を適切に利用できるよう、相談しやすい環境の整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育施設整備事業 保育施設改修事業 保育施設解体事業	若狭町 〃 〃	
	(3)高齢者福祉施設 老人ホーム その他	地域福祉推進拠点施設改修事業 地域福祉センター改修事業 介護予防拠点施設改修事業	若狭町 〃 〃	
	(7)市町村保健センター及びこども家	保健センター改修事業 保健センター周辺整備事業	若狭町 〃	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、三方地域と上中地域にそれぞれ 1 つ、計 2 つの公営診療所があり、高齢化が進む地域の医療を支えている。

地域の人口減少に伴い、入院・通院患者が減少しており、充実した医療提供には財政的な課題も大きく、地域住民が安心して診療を受けられるような医療体制の確保・存続に向けた取り組みが急務となっている。

また、医師や看護師など医療人材が不足する中、医療施設から遠く離れた常神半島などに住む住民への医療提供の充実は長年の課題である。医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、医療・介護・介護予防等の日常生活を包括的に提供するための ICT を活用した地域包括ケアシステムの構築等、在宅医療体制の充実を図る必要がある。

さらに、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、今後は遠方の患者への診療や感染症対策のためのオンライン診療の整備も必要となっている。

(2) その対策

- ・医療・介護用機器などの更新・入替や、施設設備の改修を計画的に実施する。
- ・町内の医療機関と連携し、訪問診療・往診など、患者のニーズに応じた医療が提供できる体制を構築する。
- ・遠方の患者や通院ができない患者、さらに新型インフルエンザ等の新たな呼吸器感染症対策のためのオンライン診療の推進を検討する。
- ・今後、人口減少が進行しても、医師や看護師をはじめとした医療職種を確保し、地域住民が安心して診療を受けられるような医療体制の確保・存続に向けた取り組みを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度から令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所改修事業 診療所医療機器更新事業 往診車等整備事業	若狭町 〃 〃	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	公立小浜病院組合負担金事業	病院組合	

	民間病院	オンライン診療整備事業 オンライン診療整備事業	福井県 〃	
--	------	----------------------------	----------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の学校施設は、小学校 8 校、中学校 2 校がある。このうち、三方地域には小学校 4 校、中学校 1 校が存在する。どの学校も小規模な学校で、小学校では 1 学年 1 学級が基本となるが、複数学年が混在する複式学級がある学校も存在する。中学校は 1 学年 3 クラスが基本であったが、近年は 2 クラスとなる学年が多くなってきてている。

今後は、児童生徒がともに学びあえる環境を確保するため、児童生徒数の推移を勘案しながら、学校規模の適正化の検討を進めることが必要である。合わせて、地域の活力低下を防ぐため、統合後の学校施設の利活用方法も同時に検討が必要である。

また、1 人 1 台のタブレット端末や高速大容量の通信ネットワーク環境整備など学校の ICT 化を進めてきたが、今後は導入した情報通信機器等の更新に要する費用が必須となってくる。学校規模の適正化とあわせた整備の検討が必要である。

若狭町教育振興基本計画では、「自ら学び考える主体性と多様な人々との協働により、「未来を拓く力」を培う自立と共生の心と、ふるさとへの誇りと愛着心を持ち、グローバルに活躍できる人材の育成」を基本理念としている。

確かな学力の育成を保証しつつ、郷土を知り郷土を愛する「ふるさと教育」をより一層充実させ、次世代を担う子どもたちが、ふるさと若狭町に誇りや愛着心が持てる教育を推進する必要がある。

イ 社会教育

家庭教育を支える地域社会の希薄化、家族形態やライフスタイルの多様化は本町においても着実に進んでおり、今後は学校や家庭における教育力の充実と、家庭と地域が一体となつた取り組みの推進が求められている。

本町には公民館が 9 施設、図書館が 2 施設あり、うち公民館 4 施設、図書館 1 施設が三方地域に存在する。文化や芸術などに親しむ生涯学習活動の場、青少年のさまざまな社会活動の場、また地域づくりの拠点としても活用されており、今後も誰もが生涯学習活動等に積極的に取り組むことができる環境づくりが重要である。

社会体育については、若狭町スポーツ協会や若狭町スポーツ少年団のもと、各地区や団体が自発的な活動を行っている。本町の体育施設は、各団体等がバレーボールや剣道、野球、サッカー、各イベントなどで活発に利用しているが、老朽化等による危険性も懸念され、計画的な整備が必要である。

(2) その対策

ア 学校教育

- ・ICT を活用した一人ひとりの能力や特性に応じた学びを支援するため、学校規模の適正化とあわせた計画的な整備を図る。
- ・これからの学びは、他者の多様な意見に触れ、対話の中で自分の考えを深めていくこと

が大切であり、一定規模の児童生徒数となるよう段階的な統合を検討する。

- ・国際社会を生き抜く人材育成のため、ALT の配置や外部人材による英語教育の支援体制を継続し、外国語教育を通じたコミュニケーション能力の育成を図るとともに、異国文化に対する理解を深める国際理解教育を推進する。
- ・町の歴史、文化、自然環境や観光資源に触れる活動の充実により、地域の魅力に気づき、理解を深め、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを愛する心の育成を図る。

イ 社会教育

- ・公民館活動を中心に、より多くの人たちが地域活動への参加を促し、地域の活性化、課題解決や住民の交流促進を進める事業の支援を図る。
- ・利用者のニーズや活動の実態を捉え、公民館や体育施設の適切な維持管理・整備を行い、利用しやすい環境づくりを推進する。
- ・多くの住民が本と親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、生涯にわたる学びの機会を充実させるため、図書館設備の整備・充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校施設整備事業	若狭町	
		学校施設統廃合事業	〃	
		学校空調設備整備事業	〃	
		学校運動施設整備事業	〃	
		〃	〃	
		〃	〃	
		スクールバス・ボート	〃	
		給食施設	〃	
	(3) 集会施設、体育施 設等	給食センター整備事業	〃	
		配送車購入事業	〃	
		公民館改修事業	若狭町	
		廃校舎跡地活用事業	〃	
		体育館改修事業	〃	
		プール改修事業	〃	
		夜間照明設備改修事業	〃	

	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	学校 ICT 環境整備事業 学校教育振興事業 給食センター運営事業 英語教育推進事業 スクールバス運行事業 図書館運営事業 地区公民館活動事業 放課後児童健全育成事業	若狭町 若狭町 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
	生涯学習・スポーツ その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、8つの地区と85の集落で構成され、このうち三方地域は3地区39集落がある。人口減少と高齢化の進行により集落機能が低下し、今後ますます集落維持が困難となることが見込まれる。

他の集落等との連携を強化し、地域コミュニティ活動の活性化や複数集落が連携した活動への支援を進めるなど、今後も暮らし続けることができる集落づくりを推進する必要がある。

本町の空き家等の数は年々増加しており令和7年度空き家状況調査によると、町全体で529件あり、そのうち三方地域で319件が報告されている。適正管理されない空き家等が、防災・衛生・景観など生活環境に悪い影響を及ぼすことが懸念される。

また、人口減少とともに、食料品をはじめとする小規模小売店の減少、公共交通機関の縮小等があり、特に高齢者等の交通弱者は買物や通院などの「生活の足」の確保が困難となっている。

集落の維持・活性化に向けては、コミュニティの維持・向上を担う人材育成を進めるほか、集落の地域条件や実情に合わせた活性化の取り組みの検討が必要である。

(2) その対策

- ・住宅取得支援や空き家情報バンク制度に加え、空き地バンク制度の創設も検討し、空き家や空き地の情報提供の充実等により、若者の定住促進と地域の活性化を図る。
- ・今後も、デマンドタクシーの運行を継続するとともに、ニーズに応じたサービスの見直しをすることで日常生活に不可欠な移動手段の確保を図る。
- ・自治機能が低下した集落への支援及び適正な自治組織のあり方を検討する。
- ・地域住民の意欲喚起と住民主体の活動が継続してできるよう、自発的にまちづくりに関わることのできる人材育成を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備	集落サイン整備事業 過疎地域集落再編整備事業 過疎地域遊休施設再整備事業	若狭町 〃 〃	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	空き家利用推進事業 空き家除去支援事業 集落活性化支援事業	若狭町 〃 〃	

		過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域等集落ネットワーク圈形成支援 事業	〃 〃	
--	--	---	--------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

若狭町には、鰐川流域に分布する鳥浜貝塚などの縄文遺跡群や、若狭の豪族「膳臣」が祀られている北川流域の古墳群などの史跡、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている熊川宿、王の舞や六斎念仏をはじめとする無形民俗文化財など多様な文化遺産が数多く存在する。

また、三方五湖周辺は名勝に加え、ラムサール条約に基づく登録湿地に指定されるなど、その価値が認められており、特に、三方五湖最大の湖である水月湖に7万年もの歳月をかけて積み重なった年縞は、「世界のものさし」として平成25年（2013年）に考古学や地質学の年代測定の世界標準に採用されている。

これら地域固有の歴史・伝統文化の保存・継承活動を行う団体も存在し、地域住民への伝統行事の継承や、伝統文化の記録保存、祭具等の整備を行っている。

一方で、地域の過疎化及び少子高齢化により、後継者となる若年者の人口が減少し、伝統文化や文化的景観の保存・継承が危ぶまれる状況にある。また、歴史・伝統文化を保存・継承する施設及び設備の老朽化に伴い、今後大規模な修繕や改修による機能強化も検討が必要となっている。

(2) その対策

- ・歴史・伝統文化を保存・継承する文化施設及び設備の計画的な整備を図る。
- ・後継者、担い手の育成について支援し、歴史・伝統文化を広く後世に残すための団体活動の充実を図る。
- ・住民個々の生活において環境を意識した活動を促進し、環境保全への認識を深めるとともに、その活動を通して地域の活性化を図る。
- ・文化施設の更なる利活用の促進、伝統芸能等の優れた芸術鑑賞の機会の提供に努めるなど、文化芸術活動の推進を図る。
- ・縄文遺跡からの出土品や希少な年縞を次世代へ残すための保存設備や、展示や研究に活用するための環境整備の検討を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	縄文博物館施設・設備改修事業 縄文ロマンパーク整備事業 文化財収蔵施設整備事業	若狭町 〃 〃	

		パレア若狭施設・設備改修事業 音楽ホール改修事業	〃	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	パレア若狭自主企画事業 低湿地遺跡出土品保存修理事業 縄文博物館常設展示充実事業 縄文博物館企画展実施事業 鳥浜貝塚等縄文遺跡出土品調査整理事業 縄文都市連絡協議会事業 若狭町歴史環境講座事業 若狭町伝統文化保存協会活動支援事業 若狭町文化財保存活用地域計画策定事業 文化財デジタルアーカイブ公開事業 縄文博物館・年縄博物館連携事業	若狭町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1.2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

日本のエネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が8割以上を占めており、そのほとんどを海外に依存している。特に東日本大震災後、エネルギー自給率は20%を下回っている。

また、地球温暖化は、近年頻発するゲリラ豪雨といった異常気象の遠因ともいわれ、温室効果ガスの増加が影響しているといわれることから、一層の抑制が求められる一方で、東日本大震災以降は、エネルギー政策にも大きな転換が図られようとしている。

太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入は、低炭素社会の創出に加え、新しいエネルギー関連の産業創出・雇用拡大の観点からも重要であり、地域活性化に寄与することも期待される。

本町においても、再エネ設備の導入とIoTの活用を進めるスマートエリアの整備や公共施設への太陽光発電設備の設置などを行ってきたが、今後も地球環境を守り、持続可能な社会を築いていくため、行政・住民・民間事業者が一体となって再生可能エネルギーの利用を推進することが必要である。

(2) その対策

- ・再生可能エネルギーの利用を推進するため、住民の環境意識向上を目的とした情報発信や環境啓発活動を推進する。
- ・公共施設や住宅の省エネルギー化をはじめ、太陽光発電設備や電動車等の整備を促進するなど、再生可能エネルギーの導入を推進する。
- ・温室効果ガスの削減や災害時のエネルギー確保の観点から、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーについて、住民や民間事業者の理解を得ながら地域への導入を検討する。

3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー等機器導入事業 省エネルギー設備機器等導入促進事業	若狭町 〃	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	再生可能エネルギー導入可能性調査事業 再生可能エネルギー普及啓発事業 温室効果ガス排出削減・吸収事業	若狭町 〃 〃	

		気候変動適応型農林水産業等推進事業 環境学習推進事業	〃	〃
--	--	-------------------------------	---	---

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、山、川、湖、海の豊かな自然と、自然が生み出す豊富な食などの地域資源により成り立っている。自然と住民生活は密接で、自然の利活用と環境保全の調和を保った暮らしを続けている。これからも、自然環境を保全しつつ、住民生活が快適で豊かになるよう自然との共栄を図る必要がある。

また、公共施設においては、建築年数が経過するにつれ維持管理費用は増加しており、今後は、老朽化の激しい公共施設の改修や建替えの必要性が高まることで、多額の更新費用が必要となる見込みである。

人口が確実に減少している状況の中、今後も歳入が減少していくことを念頭に置いた上で、住民ニーズに沿った行政サービスを継続的に提供できるよう、業務内容、庁舎や組織の見直しに加え、公共施設の最適な配置が求められる。

(2) その対策

- ・自然環境の保全と活用、河川の水質保全や生活環境の改善など、豊かな自然と景観に配慮したまちづくりを進める。
- ・海岸や湖のゴミ削減のため、3R (Reduce、Reuse、Recycle) を推進するとともに、地域住民との協働による清掃活動を継続する。
- ・公共施設の最適な配置を検討し、長期的な視点による公共施設の統廃合及び長寿命化を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.2 その他地域の持続的発展に 関し必要な事 項		三方五湖自然再生推進事業 公共施設統廃合事業 公共施設耐震長寿命化等事業 公用車整備事業 行政システム整備事業 通信システム整備事業 公共施設地球温暖化対策等事業 防災拠点自家発電設備整備事業	若狭町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

若狭町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成	次世代定住促進事業 就農定住支援事業 特定地域づくり事業協同組合支援事業 国際交流事業 地域づくり協議会事業 SDGs 推進事業 男女共同参画推進事業	若狭町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	土地改良区補助金事業 揚水機場ポンプ修繕事業 中山間地域直接支払交付金事業 福井ウメ振興協議会負担金事業 梅園地流動化促進事業 鳥獣被害防止総合対策事業 嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業 有害鳥獣対策事業 松くい虫被害対策事業 森林整備地域活動支援交付金事業 間伐材利用搬出促進事業 森林作業道開設事業 森林環境保全直接支援事業 管理漁港機能保全計画策定事業 管理漁港海岸長寿命化計画策定事業 管理漁港施設修繕・点検事業 内水面漁場管理振興事業 沿岸漁場環境改善事業 地産地消推進事業 特産振興事業 美浜・三方環境衛生組合負担金事業 三方湖辺水害予防組合負担金事業 水産物供給基盤機能保全事業 水産物加工場整備事業	土地改良区 若狭町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 森林組合 若狭町 〃 〃 若狭町 漁業協同組合 若狭町 〃 〃 〃 水害予防組合 若狭町 〃	

	商工業・6次産業化	商工会育成事業 創業支援事業 商業施設活性化支援事業 6次産業化推進事業 地域経済活性化事業	若狭町 〃
	観光	若狭・三方五湖ツーデーマーチ事業 観光振興事業 観光宣伝事業 観光協会補助金事業 観光各種負担金及び補助金事業	〃 〃 〃 〃 〃
	企業誘致	民宿リニューアル支援事業 嶺南誘客キャンペーン事業 外国人誘致推進事業 企業誘致事業	〃 〃 〃 〃
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	D X推進事業 電子申請システム整備事業	若狭町 〃
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	町営バス運行事業 デマンドタクシー運行事業 公共交通機関運行支援事業 道路点検事業 橋梁点検事業 林道橋点検診断事業 農道橋点検診断事業 交通安全施設整備事業 県営農道保全対策事業	若狭町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 福井県
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 防災・防犯	斎場管理運営事業 廃棄物処理施設負担金事業 ハザードマップ改正事業 自主防災組織支援事業 地域防犯対策事業 防災ヘリ負担金事業 消防組合負担金事業	若狭町 〃 〃 〃 〃 福井県 消防組合

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	保育所運営事業	若狭町 〃	
		民間保育所運営事業		
		子育て応援事業		
		ふるさと輝き子育てプラン策定事業		
		子育て包括支援事業		
		地域子育て支援拠点事業		
		生活支援ハウス運営事業		
		おでかけタクシーチケット事業		
		健康体操教室事業		
		ふれあいサロン事業		
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	家族介護継続支援事業	〃	
		紙おむつ等支給事業		
		高齢者緊急通報体制整備事業		
		地域福祉計画策定事業		
		介護保険事業計画策定事業		
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	障害者福祉計画策定事業	〃	
		パーソナルヘルスデータ活用事業		
		外出支援サービス事業		
		避難行動要支援者管理事業		
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	公立小浜病院組合負担金事業	病院組合 福井県 〃	
		オンライン診療整備事業		
		オンライン診療整備事業		

	集落整備	空き家利用推進事業 空き家除去支援事業 集落活性化支援事業 過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域等集落ネットワーク圈形成支援事業	若狭町 〃 〃 〃 〃	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	パレア若狭自主企画事業 低湿地遺跡出土品保存修理事業 縄文博物館常設展示充実事業 縄文博物館企画展実施事業 鳥浜貝塚等縄文遺跡出土品調査整理事業 縄文都市連絡協議会事業 若狭町歴史環境講座事業 若狭町伝統文化保存協会活動支援事業 若狭町文化財保存活用地域計画策定事業 文化財デジタルアーカイブ公開事業 縄文博物館・年縞博物館連携事業	若狭町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー導入可能性調査事業 再生可能エネルギー普及啓発事業 温室効果ガス排出削減・吸収事業 気候変動適応型農林水産業等推進事業 環境学習推進事業	若狭町 〃 〃 〃 〃	